平成２２年（フ）第６４号
栃木県栃木市平柳町２丁目９番10号
債務者　富山　　修
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１８４号
愛知県刈谷市小垣江町下松１番地５　市営下松住宅Ａ―207号
債務者　石濱湯紀子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
愛知県刈谷市板倉町１丁目６番地６　エンゼルハイム606号
債務者　上原かつ枝
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
愛知県碧南市照光町５丁目23番地　ラ・メールマンション203号
債務者　山田　正喜
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
岡山市中区下447番地１　12号
債務者　金森多恵子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
大分県豊後大野市朝地町市万田31番地１
債務者　衞藤　淳仁
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時10分
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第５７６４号
東京都練馬区豊玉南１丁目12―４―108
債務者　木村有貴子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７７３号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目13―５―501
債務者　山本　紀和（旧姓大正谷）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７８６号
東京都葛飾区柴又１丁目43―６―502
債務者　栗城　　等
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８１０号
東京都多摩市聖ケ丘３丁目16―29
債務者　大槻　　進
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９２２号
東京都練馬区田柄２丁目６―17―405
債務者　笹平　光一
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９３０号
神奈川県綾瀬市上土棚北４丁目３―33―201
債務者　角田　　勇
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９３１号
東京都品川区東大井４丁目１―11―106
債務者　長瀧美智代（旧姓星）
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９３４号
東京都小金井市桜町１丁目15―11―608
債務者　中野　順子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９５３号
神奈川県伊勢原市沼目２丁目19―37―102
債務者　足立　景子（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部